

融資制度一覧 (令和3年6月末時点)

一般貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
一般貸付	事業を営む方(ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	4,800万円 特定設備資金：7,200万円	設備資金：10年以内(2年以内) 特定設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(1年以内)

セーフティネット貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
経営環境変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	4,800万円	設備資金：15年以内(3年以内) 運転資金：8年以内(3年以内)
金融環境変化対応資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠4,000万円	設備資金：15年以内(3年以内) 運転資金：8年以内(3年以内)
取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方	別枠3,000万円	運転資金：8年以内(3年以内)

新企業育成貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
新規開業資金	新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
女性、若者/シニア起業家支援資金	女性又は35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資)	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
中小企業経営力強化資金	外部専門家の指導や助言、又は「中小企業の会計に関する基本要領」の適用などにより、経営力の強化を図る方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)

企業活力強化貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業又は一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
IT活用促進資金	情報化投資を行う方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
地域活性化・雇用促進資金	承認地域経済牽引事業計画などに従って事業を行う方又は雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
ソーシャルビジネス支援資金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など	別枠7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方など	別枠7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内。ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内(2年以内)
観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取組みを図る方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善に取り組む方や従業員の長時間労働の是正に取り組む方など	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)

環境・エネルギー対策貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方又は環境対策の促進を図る方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
社会環境対応施設整備資金	自ら策定したBCPIに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)

企業再生貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
企業再建資金	中小企業再生支援協議会の関与若しくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方	別枠7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：原則15年以内(2年以内)

その他の融資制度

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
災害貸付	災害により被害を受けた方	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3,000万円	各融資制度のご返済期間以内
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けた方	直接被害、間接被害を受けた方 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 その他震災の影響を受けた方 4,800万円(別枠) (生活衛生セーフティネット貸付は、5,700万円(別枠))	直接被害を受けた方 設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内) 間接被害を受けた方 設備資金：20年以内(3年以内) 運転資金：15年以内(3年以内) その他震災の影響を受けた方 設備資金：15年以内(3年以内) 運転資金：8年以内(3年以内)
令和元年台風第19号等特別貸付	令和元年台風第19号、第20号及び第21号により被害を受けた方	直接被害、間接被害を受けた方 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 その他台風の影響を受けた方 4,800万円(別枠) (生活衛生セーフティネット貸付は、5,700万円(別枠))	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内)
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど業況が悪化している方	別枠8,000万円	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内)
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本金劣後ローン)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む方等	別枠7,200万円	設備資金、運転資金ともに5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括返済)
令和2年7月豪雨特別貸付	令和2年7月豪雨により被害を受けた方	直接被害、間接被害を受けた方 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 その他台風の影響を受けた方 4,800万円(別枠) (生活衛生セーフティネット貸付は、5,700万円(別枠))	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内)
食品貸付	食品関係の小売業・製造小売業又は花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	7,200万円	設備資金：20年以内(2年以内)
マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	2,000万円	設備資金：10年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(1年以内)
小規模事業者経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：8年以内(2年以内) (* 従業員数5人以下の場合は据置期間3年以内)
挑戦支援資本強化特例制度(資本金ローン)	創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果が見込まれる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方	4,000万円(事業承継・集約・活性化支援資金をご利用の方は別枠4,000万円)	5年1ヵ月以上15年以内
担保を不要とする融資	税務申告を2期以上行っている方	4,800万円	各融資制度に定めるご返済期間以内
新創業融資制度	新たに事業を始める方又は事業開始後税務申告を2期終えていない方	3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	各融資制度に定めるご返済期間以内
創業支援貸付利率特例制度	新たに事業を始める方又は事業開始後税務申告を2期終えていない方	各融資制度に定める融資限度額	各融資制度に定めるご返済期間以内
経営者保証免除特例制度	事業資金を利用される方	適用した融資制度の融資限度額	適用した融資制度のご返済期間以内
設備資金貸付利率特例制度(東日本版)	岩手県、宮城県又は福島県内で雇用の維持又は拡大を伴う設備投資を行う方	各融資制度に定める融資限度額	各融資制度に定めるご返済期間以内
設備資金貸付利率特例制度(全国版)	5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う方	各融資制度に定める融資限度額	各融資制度に定めるご返済期間以内

生活衛生貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
一般貸付(生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方	7,200万円～4億8,000万円	13年以内(1年以内)
振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	設備資金：1億5,000万円～7億2,000万円 運転資金：5,700万円	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	2,000万円	設備資金：10年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(1年以内)
防災・環境対策資金(環境対策関連貸付)<特別貸付>	店舗の防火安全の確保、アスベストの除去及び耐震診断・耐震改修を行う方	一般貸付又は振興事業貸付における設備資金・運転資金それぞれの融資限度額+3,000万円	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
生活衛生新企業育成資金(新企業育成・事業安定等貸付)<特別貸付>	生活衛生関係の事業を創業する方又は創業後おおむね7年以内の方	設備資金：7,200万円～7億2,000万円 運転資金：5,700万円	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
地域活性化・雇用安定資金(新企業育成・事業安定等貸付)<特別貸付>	設備投資を行うことにより、新たに2名以上(一定の要件に該当する場合は1名以上)の雇用が見込まれる方又は店舗・事務所等を地方に新增設することなどにより、若者(35歳未満)を雇用する方若しくは地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方	一般貸付又は振興事業貸付の融資限度額+3,000万円	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(新企業育成・事業安定等貸付)<特別貸付>	生活衛生関係営業を営む方で事業を承継する方など	設備資金：7,200万円～7億2,000万円 運転資金：5,700万円	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内。ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内(2年以内)
福祉増進資金(健康・福祉増進貸付)<特別貸付>	店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資をする方	一般貸付又は振興事業貸付の融資限度額+3,000万円	20年以内(2年以内)
経営環境変化対応資金(生活衛生セーフティネット貸付)<特別貸付>	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、売上減少等の業況悪化を来している方	5,700万円	8年以内(3年以内)
金融環境変化対応資金(生活衛生セーフティネット貸付)<特別貸付>	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、取引金融機関との取引状況の変化等一定の要件を満たす方	別枠4,000万円	8年以内(3年以内)
生活衛生企業再建資金(生活衛生企業再生貸付)<特別貸付>	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、企業再建に取り組む方	5,700万円	15年以内(金融機関等の要請に基づく場合は20年以内)(2年以内)
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど業況が悪化している方	別枠8,000万円	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内)
生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローン)	生活衛生関係の事業を営む方であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む方等	別枠7,200万円	設備資金、運転資金ともに5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括返済)
衛生環境激変特別貸付<特別貸付>	生活衛生関係の事業を営む方であって、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している方	衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円	7年以内(2年以内)

国の教育ローン

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
教育一般貸付(国の教育ローン)	お子さまの教育資金を必要とする方	350万円 一定の要件に該当する場合は、上限450万円	15年以内(在学期間内)

恩給・共済年金担保融資

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
恩給・共済年金担保融資	恩給、共済年金や厚生年金(共済組合が支給する厚生年金に限る。)、災害補償年金などを受けている方	250万円 ただし、担保とする年金により異なります。	4年以内。ただし、恩給等の給与期間の定めのあるものについては、当該給与期間以内